

反、「児童買春・児童ポルノ禁止法」違反、青少年保護育成条例違反を検挙している。

(4) 子どもの犯罪被害の防止

(学校における安全管理)

○文部科学省は、「学校安全の推進に関する計画」⁷⁹（平成24年4月閣議決定）に基づき、学校における安全管理を推進している。また、警察官OBなどからなるスクールガード・リーダーによる学校の巡回や学校安全ボランティアの養成などを行っている。さらに、「子供安心プロジェクト」として、都道府県教育委員会が行う防犯教室などの講師となる教職員などに対する講習会の開催を支援している。

(関係機関・団体からの情報の活用)

○警察庁は、法務省から子どもを対象とした暴力的な性犯罪に係る受刑者の出所情報の提供を受け、犯罪の予防や捜査の迅速化への活用を図っている。

○警察は、子どもが被害に遭った事案や、声掛けやつきまといの発生に関する情報が、迅速に保護者などに対して提供されるよう、警察署と学校・教育委員会との間で情報共有体制を整備している。これらの情報を、都道府県警察のウェブサイトで公開し、電子メールなどを活用した発信も行っている。また、警察庁から委託を受けた民間団体が国民からの通報を電話やインターネットで受け付ける「匿名通報ダイヤル」を運用している。

4 犯罪被害に遭った子ども・若者とその家族等への対応

○警察は、少年補導職員による指導助言や被害者に対するカウンセリングを継続的に行っている。部外の専門家を「被害少年カウンセリングアドバイザー」として委嘱し、その適切な指導・助言を受けながら、支援を実施している。また、きめ細かな訪問活動などを行うボランティアを「被害少年サポーター」として委嘱し、これらの者と連携した支援活動を推進している。

○文部科学省は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、被害を受けた子どもの立ち直りを支援する活動を推進するなどしている。

5 いじめ被害、自殺対策

(1) いじめ被害対策

(「いじめ防止対策推進法」の成立)

○平成25（2013）年6月、議員立法により「いじめ防止対策推進法」が成立し、9月に施行された。

(「いじめの防止等のための基本的な方針」の策定)

○文部科学省は、「いじめ防止基本方針策定協議会」での検討を経て、平成25（2013）年10月に「いじめ防止対策推進法」第11条に基づく「いじめの防止等のための基本的な方針」を策定し、その周知徹底に努めている。（図表18）

79 http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1320286.htm

図表 18 国のいじめ防止基本方針

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- いじめの定義、いじめの理解
- いじめの防止等に関する基本的考え方 など

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のために国が実施する施策

- いじめ防止基本方針の策定、いじめ防止対策協議会（仮称）の設置 など
- いじめの防止等のために国が実施すべき施策
 - ①いじめの防止（豊かな心の育成、子供の主体的な活動の推進、いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保・資質能力向上、調査研究等の実施、普及啓発）
 - ②早期発見（教育相談体制の充実、地域や家庭との連携促進）
 - ③いじめへの対処（多様な外部人材の活用等による問題解決支援、ネットいじめの対応）
 - ④教員が子供と向き合うことのできる体制の整備

2 いじめの防止等のために地方公共団体が実施すべき施策

- 地域基本方針の策定
- いじめ問題対策連絡協議会の設置
- 第14条第3項に規定する教育委員会の附属機関の設置
- 地方公共団体が実施すべき施策

3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

- 学校いじめ防止基本方針の策定
- 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織
- 学校におけるいじめの防止等に関する措置
 - i) いじめの防止 ii) 早期発見 iii) いじめに対する措置

4 重大事態への対処

- (1) 学校の設置者や学校による調査
 - i) 重大事態の発生と調査
 - 調査主体：学校の設置者や学校
 - 調査を行うための組織
 - ・ 職能団体や大学、学会からの推薦等により専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保するよう努める
 - 事実関係を明確にするための調査の実施
 - ア) いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合：いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施
 - イ) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合：当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取
 - ii) 調査結果の提供及び報告
 - ①いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任
 - ②調査結果の報告
- (2) 地方公共団体の長などの再調査及び措置
 - i) 再調査
 - ii) 再調査の結果を踏まえた措置 など

（出典）文部科学省資料

（いじめ対策の総合的な推進）

○文部科学省は、平成26（2014）年度には、以下をはじめとする様々な取組により、いじめ問題に対する取組を総合的に推進する。

- ・ 幅広い外部専門家を活用していじめ問題などの解決に向けて調整、支援する取組の促進
- ・ 未然防止（道德教育の推進など）
- ・ 早期発見・早期対応（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置拡充や24時間いじめ相談ダイヤルの周知徹底など）

また、インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）に対応するため、子どもや保護者向けの啓発用リーフレットや、学校や教職員向けの対応マニュアル、学校ネットパトロールに関する取組事例・資料集を、教育委員会などへ配布している。

(いじめ被害に関する相談対応)

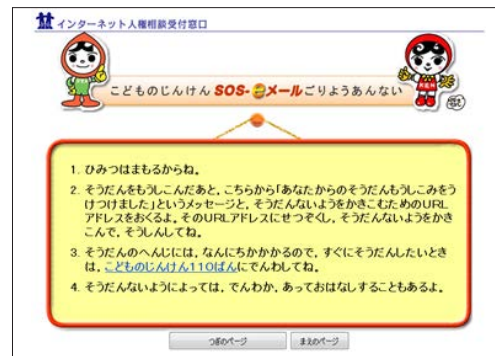
○文部科学省は、子どもが全国どこからでも、夜間・休日を含めていつでもいじめなどの悩みを相談することができるよう、全国統一の電話番号(0570-0-78310(なやみ言おう))⁸⁰を設定し、24時間いじめ相談ダイヤルを実施している。平成25(2013)年度には、電話相談窓口紹介カードの配布対象を1学年分から4学年分へと拡大し、周知徹底を図った。

○警察は、少年サポートセンターの警察施設外への設置、少年相談室の整備、少年相談専用電話のフリーダイヤル化、電子メールによる相談窓口の開設など⁸¹、いじめを受けた子どもが相談しやすい環境の整備などを進めている。

○法務省は、人権擁護機関において、「インターネット人権相談受付窓口」(SOS-eメール)⁸²、フリーダイヤルの専用相談電話「子どもの人権110番」(0120-007-110)⁸³、全国の小中学生を対象とした「子どもの人権SOSミニレター」(便箋兼封筒)⁸⁴の配布などを行っている(図表19)。平成25年度には、人権相談窓口の更なる周知広報を図った。

図表19

子どもの人権SOS-eメール、子どもの人権SOSミニレター



(出典) 法務省ホームページ (http://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html)

(2) 自殺対策

○政府では、「自殺対策基本法」に基づく「自殺総合対策大綱」により、関係府省で連携して、自殺対策を総合的に推進している。

○文部科学省は、「子どもの自殺が起きた時の調査の指針」の必要な見直しを検討している。また、児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議を開催し、自殺予防教育の在り方について調査研究を行っている。

6 被害防止のための教育

(1) 安全教育

(学校における安全教育)

○文部科学省は、「防犯教室」、「交通安全教室」、「防災教室」の開催を支援している。また、東日本大震災の教訓を踏まえた新たな防災教育手法の開発を行うためのモデル事業を行った。

(警察が行う防犯教育・交通安全教育)

○警察は、学校や教育委員会と連携して、幼稚園や保育所、小学校において、防犯教室を開催している。また、関係機関・団体と協力しつつ、保育所や学校などにおいて、交通安全教育を行っている。

(防災に関する各種取組)

○内閣府は、幼児から成人を対象に防災ポスターコンクールを実施するなどしている。

80 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1306988.htm

81 第2部第3章第1節3(2)「非行防止、相談活動等」を参照。

82 https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_CH/0101.html

83 <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html>

84 相談したいことを書き、裏面の封筒部分を切り取り、便箋部分を入れてポストに投函すると、最寄りの法務局・地方法務局に届く。切手を貼る必要はない。http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00013.html

○消防庁は、ホームページ上に「こどもぼうさいe-ランド」を開設し、幼児から中学生の子どもを対象に、地震や風水害などの災害への備えや具体的な対応などをわかりやすく解説している⁸⁵。

○気象庁は、教育関係機関と連携した様々な取組を通じて、防災教育を支援している。

(2) メディアを活用する能力の向上

(情報モラル教育の推進)

○小中学校の新学習指導要領では、各教科での指導を通して「情報モラルを身に付けること」や、道徳において「情報モラルに関する指導に留意すること」などが規定されている。高校の新学習指導要領では、必修教科である共通教科「情報」において情報モラルを指導することとされている。

○文部科学省は、教員による指導の具体的な取組の参考となる「教育の情報化に関する手引」⁸⁶や、小中学校の教員が情報モラル教育を行うための参考資料である「情報モラル教育実践ガイド」⁸⁷を配布している。また、いわゆる「ネット依存」をはじめスマートフォンやソーシャルメディアの普及に伴うトラブルの発生などに対応し適切な指導を行うための、教員向け指導手引書を作成し、教育委員会に周知・配布した。

(メディアリテラシーの向上)

○総務省は、子どものICTメディアリテラシーを総合的に育成するプログラム⁸⁸の内容の充実などを行っている。

(3) 女性に対する暴力

○内閣府は、若年層に対して指導的立場にある者を対象に、「交際相手からの暴力の予防啓発指導者のための研修」を実施している。

第4章 子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備

第1節 家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築

1 保護者等への支援を行う「家庭を開く」取組

○文部科学省は、子育てサポーターリーダーや民生委員・児童委員などが学校や公民館といった身近な場所で保護者や家庭を支援する「家庭教育支援チーム」の取組を推進している⁸⁹。平成25(2013)年度は、「家庭教育支援チームの在り方に関する検討委員会」を設置し、現状を把握・分析し、その組織化や効果的な取組を行うための知見・ノウハウについて検討を行った。平成26(2014)年度は、子どもの発達段階に応じた学習プログラムの開発・普及促進、アウトリーチを活用した取組についての調査・分析、研究協議の開催、企業との連携などにより、多様な主体の参画による家庭教育の充実を図る。

2 外部の力も活用した「開かれた学校」づくり

(1) 家庭・地域と一体となった学校の活性化

(地域の多様な人材の参画による教育支援の充実)

○文部科学省は、授業の補助、読み聞かせや環境整備、登下校パトロールなどについて、地域住民が

85 幼児から小学校低学年向け (<http://open.fdma.go.jp/e-college/eland/nyuutai.html>) 小学校高学年から中学生向け (http://open.fdma.go.jp/e-college/eland/syou_tyuu.html)

86 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1259413.htm

87 <http://www.nier.go.jp/kaihatsu/jouhoumoral/index.html>

88 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/media_literacy.html

89 <http://katei.mext.go.jp/index.html>